

「騒音制御」投稿原稿査読基準および審査要領

1. 査読の目的

査読は、投稿原稿（論文、技術報告）の内容を客観的に評価し、公益社団法人日本騒音制御工学会の刊行誌「騒音制御」に掲載することがふさわしいかどうかを審査するための基礎資料を得ることを目的として実施するものである。

2. 査読方針

- (1) 査読は公正で正確であることを基本とする。すなわち、査読者の主観や好みに基づいた判定は避け、公平な立場で行わなければならない。
- (2) 査読は一定の基準に照らして客観的に判定するものであり、投稿された原稿の価値判断を行うものではない。価値判断は最終的に読者に委ねられ、内容に関する責任は著者が負う。
- (3) 査読者は投稿原稿が公表前の研究成果であることに留意し、原稿の内容についての秘密を守り、投稿者の権利を保護しなくてはならない。したがって、査読者は当該原稿を他人に見せたり、内容を他人に話して意見を求めてはならない。編集業務に携わる編集委員も同様であり、投稿原稿に対する守秘義務を負う。

3. 評価の基準

査読者は以下の各条件に対する適合性を考慮して客観的に評価する。

- (1) 分野性：内容が本工学会の対象とする分野すなわち、騒音・振動制御に関するものであること。
- (2) 有効性：内容が上記の分野における研究・技術の発展に役立つものであること。
- (3) 新規性：内容が公知、既知の範囲を超えて新たな知見を示していること。また、他の学会誌等の刊行物に未掲載であること。
- (4) 信頼性：内容（理論展開、あるいは計算・実験・測定結果等）に客観的な信頼性が認められること。
- (5) 了解性：理論展開が明確で、内容の記述・結論の導出等が読者にとって安易に了解できること。ただし、著しい厳密さ、正確さ、文章の格調などまでは問う必要はない。

4. 判定の方法

前項の評価基準に基づき、査読者は客観的評価を行った上で表 1 に示す区分の判定を行う。判定を「採用可」（無条件、条件付）とする場合、原則として 3. の評価基準を全て満たしている必要がある。表 2 のとおり原稿の種別に応じて評価基準を重視する。

表 1 査読者の判定結果

A	: 無条件採用可
	条件付採用可
B-1	: 部分的修正（題目、文章表現、図表等の部分的修正が必要と判断された場合）
B-2	: 内容の追加・再検討（理論計算・実験等の補足による部分的な内容の追加・再検討が必要と判断された場合）
C	: 採用不可
D	: 判定不能（査読の結果、内容的に判断不能で、異なる査読者に新規に査読を依頼した方がよいと判断された場合）

表 2 原稿種別と重視する評価基準

原稿の種別	重視する評価基準
論文	分野性／新規性／了解性
技術報告	有効性／信頼性／了解性

5. 審査方法、報告および採否の決定

5.1 審査方法

[論文]

担当委員が執筆要領に基づき原稿を確認の上、内容を満たしている場合は査読手続きを進める。内容を満たしていない場合は、事務局より著者に原稿を戻す。論文の審査は、2名または3名の査読者による判定結果に基づいて行う。

- (1) 2名の判定結果に基づき、表3を用いて審査を行う。
- (2) 2名の判定結果のうち一方が「C（採用不可）」になった場合、担当委員自身が第三査読者となるか、または別に第三査読者を立て、その時点の原稿に対して表4に基づき判定・審査を行う。
- (3) 判定結果に「D（判定不能）」を含む場合、ただちに新たな査読者を立てるか、会誌編集部会に報告し今後の処置の検討を行う。

表3 第一査読者および第二査読者の論文判定結果に基づく著者への通知（査読結果）

		第一査読者				
		A	B-1	B-2	C	D
	査読者判定結果					
第二査読者	A	無条件採用可 →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	担当委員または 第三査読者の査読	第一査読者 再選定/査読
	B-1	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	担当委員または 第三査読者の査読	第一査読者 再選定/査読
	B-2	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	担当委員または 第三査読者の査読	第一査読者 再選定/査読
	C	担当委員または 第三査読者の査読	担当委員または 第三査読者の査読	担当委員または 第三査読者の査読	採用不可 →著者への通知 (査読結果)	第一査読者 再選定/査読
	D	第二査読者 再選定/査読	第二査読者 再選定/査読	第二査読者 再選定/査読	第二査読者 再選定/査読	第一査読者および 第二査読者 再選定/査読

表4 担当委員または第三者査読者の論文判定結果に基づく著者への通知（査読結果）

		第一査読者または第二査読者 (C判定以外の結果を下した査読者)		
		A	B-1	B-2
	査読者判定結果			
担当委員または第三査読者	A	無条件採用可 →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)
	B-1	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)
	B-2	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)
	C	採用不可 →著者への通知 (査読結果)	採用不可 →著者への通知 (査読結果)	採用不可 →著者への通知 (査読結果)

[技術報告]

担当委員が執筆要領に基づき原稿を確認の上、内容を満たしている場合は査読手続きを進める。内容を満たしていない場合は、事務局より著者に原稿を戻す。論文の審査は、1名の査読者による判定結果に基づいて行う。

- (1) 1名（第一査読者）の判定結果に基づき、表5を用いて審査を行う。
- (2) 判定結果が「C（採用不可）」になった場合、担当委員自身が第二査読者となるか、または別に第二査読者を立て、その時点の原稿に対して表6に基づき判定・審査を行う。
- (3) 判定結果が「D（判定不能）」の場合、ただちに新たな査読者を立てるか、内容によっては会

誌編集部に報告し今後の処置の検討を行う。

表5 第一査読者の技術報告判定結果に基づく著者への通知（査読結果）

		第一査読者				
		A	B-1	B-2	C	D
査読者判定結果						
		無条件採用可 →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	担当委員または 第二査読者の査読	第一査読者 再選定/査読

表6 担当委員または第二査読者の技術報告判定結果に基づく著者への通知（査読結果）

		担当委員または第二査読者			
		A	B-1	B-2	C
査読者判定結果					
		無条件採用可 →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	採用不可 →著者への通知 (査読結果)

5.2 会誌編集部への報告

担当委員は、査読結果を総合して判定結果と審査結果を示す審査結果報告書を作成し、会誌編集部へ報告する。

- (1) 審査結果が「無条件採用可」となった場合、原稿の内容および査読結果からそのまま掲載してよいかを十分確認のうえ、会誌編集部へ報告する。
- (2) 審査結果が「条件付採用可」となった場合、査読結果の採用条件を精査・調整・確認の上、会誌編集部へ報告する。担当委員は査読者間の採用条件に矛盾がないことを確認する。
- (3) 判定結果に「採用不可」を含む場合、担当委員は「採用不可」の判定を出した査読者に審査結果を報告し、原稿に対する採用条件(修正依頼)作成を依頼する。その後、査読者間の採用条件に矛盾がないことを確認する。
- (4) 審査結果が「採用不可」となった場合、原稿の内容および査読結果から採用不可の理由を十分吟味・確認する。

5.3 採用の決定および著者への連絡

会誌編集部は、担当委員の審査結果報告に基づいて投稿原稿の採否の決定を行う。この時、事務局および担当委員は以下のとおり対応する。会誌編集部による採否決定結果は事務局より査読者に報告する。

- (1) 無条件採用可の場合
事務局は、著者に原稿の原本提出を依頼する。
- (2) 条件付採用可の場合
事務局は、修正箇所の指示書を加えて著者に修正済み原稿の原本提出を依頼する。修正の確認は担当委員が行う。

(3) 採用不可の場合

担当委員は、査読結果をもとにして返戻文の作成を行う。その内容に関して会誌編集部会で承認を得た上、事務局より著者へ送付する。

6. 担当委員・査読者の選定方法とその担務

- (1) 会誌編集部会長および副部会長は、論文または技術報告の投稿があった場合その内容より、会誌編集部会委員の中から当該投稿原稿の担当委員を選出する。
- (2) 担当委員は「投稿原稿査読基準および審査要領」に基づき、投稿原稿の受付時から採否決定時までの管理に関わる業務を行う。
- (3) 担当委員は、投稿原稿の内容と分野性を考慮して査読候補者を挙げ、会誌編集部会長および副部会長で協議のうえ査読者の選任を行う。ただし、以下のことを考慮する。
 - 1) 査読者の研究歴、研究分野を考慮して投稿原稿の査読に適任であること。
 - 2) 著者と同一の組織（大学、企業、団体等）に属する者を避けること。
 - 3) 投稿原稿に関わる研究につき密接な関係にある者は避けること。

7. 査読期間

査読者の査読期間は査読依頼の翌日より原則として1ヶ月以内とする。

8. その他

- (1) 査読終了時に、査読者が会員の場合は査読原稿1件につき表7のとおり投稿料割引クーポンを支給する。査読者が非会員の場合は、査読原稿1件につき表7のとおり投稿料割引クーポンを支給する、もしくは3,000円の査読料を支払う。
- (2) 資料
 - ・ 査読のフローチャート（別紙1）
 - ・ 公益社団法人日本騒音制御工学会投稿原稿査読報告書（別紙2）
 - ・ 修正依頼用紙（別紙3）
 - ・ 修正の新旧対照表（別紙4）
 - ・ 投稿原稿審査報告書（別紙5）

表7 投稿料割引クーポン

区分	投稿料割引クーポン	備考
論文	10,000円/1件	採用時点で著者（連名を含む）がもつ有効なクーポンによる割引金額である。但し、複数クーポンは使用不可とする。 投稿料割引クーポンの有効期間は、査読終了時点（年月日）から2年間とする。
技術報告	5,000円/1件	

附則（平成27年7月22日第20期理事会）

改訂した本規則は平成27年7月22日から施行する。